

第53回社会を明るくする運動 ふれあいと対話が築く明るい社会

7月1日～31日

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

運動期間中は、福生市保護司会が中心となって活動を進めていきます。保護司とは、法務大臣から委嘱を受け、罪を犯した人たちの更生を助けるとともに、犯罪や非行の発生を防ぐた

め、市内の関係団体と協力して地域の浄化に努めている方々です。地域・PTAで行う少年非行防止のためのミニ集会などに、保護司の方々が積極的に協力します。ので、お気軽にご相談ください。

重点目標 「犯罪や非行の発生を防ぐ」

保護司の皆さん (敬称略)

保護司名簿
お近くの保護司については社会福祉課庶務・福祉計画担当にお問合せください。

行を防止し、罪を犯した人や非行をした少年の更生を支え、人々が支え合って生きていく明るい地域づくりに参画する」
実施委員会の活動
▽7月1日(火)福生駅、牛浜駅で啓蒙活動。牛浜駅では「社会を明るくする運動」福生市実施委員会 問合せ社会福祉課庶務・福祉計画担当

ごみ・リサイクル情報

問合せ環境課清掃係

ご参加ください

ごみ有料化実施後の報告 ごみ資源の分別の説明会

ごみの有料化を実施してから1年が経ちました。市民のみなさんのご努力とご協力により、ごみを減量することができました。

左表の日程で、ごみ有料化実施後の報告と、ごみ資源の分別についての説明会を開催します。

日時	場所
7月1日(火) 午後7時	福生第四小学校体育館
7月3日(木) 午後7時	福生第三小学校体育館
7月8日(火) 午後7時	福生第五小学校体育館

※スリッパ・上履きなどをご持参ください。

ごみ・資源収集情報(前年同月比)	
ごみは 59t増え ましたよ	資源は 61t減 りましたよ
14年4月 1,227 t	14年4月 503 t
15年4月 1,286 t	15年4月 442 t

7月の資源回収予定

実施団体	実施日
本町第七町会	6日(日)
熊牛町会	6日(日)
二中PTA本八第一支部	6日(日)
南田園二丁目町会	13日(日)
青少協牛二地区	13日(日)
南田園三丁目子供会	19日(土)
福生団地自治会	20日(日)
永田子供会	20日(日)
玉川台町会二小PTA	20日(日)
原ヶ谷戸町会青年部	20日(日)

※収集地域は実施団体地域内。天候などにより変更する場合があります。
問合せ環境課清掃係



夏休みの計画にご利用ください 福生市民契約保養施設

市民契約保養施設を利用された際に宿泊費の一部を市が助成します。
助成額 年2泊まで大人一泊3,000円、子供は2,000円。
民宿は一律2,000円
利用方法 指定旅行業者、市民課市民係へお問い合わせください。

指定旅行業者名	電話番号
エフ・ツアーサポート(株)	☎552・2011
簡易保険加入者福祉施設	☎03・5322・0513
ダイナ旅行	☎553・3310
立川トラベルセンター	☎553・2202
多摩エージェンツサービス(株)	☎530・3111

問合せ保険年金課年金係
たは立川社会保険事務所
☎523・0351

◆ごみ減量に役立てて
購入補助金制度
機器見本を市役所本庁舎正面玄関に展示しています。
対象機器 生ごみを消滅または堆肥化、肥料化、減量化することを目的に処理する機器(メーカーや機種指定はありません)。※生ごみを処理して下水に流す機種は対象外)
対象市民、または市内の事業所が市内に設置するもの
補助金額 購入価格の3分の2(4万円を上限)
必要書類 ①領収書 ②保証書
③印鑑 ④補助金の振込先となる金融機関の口座番号
◆コンポスト(生ごみ堆肥化容器)の貸し出し制度
1世帯につき1基、コンポスト(生ごみを堆肥にできる容器)を無償で貸し出しています。
コンポスト(底のない大きなバケツタイプ。花壇や畑など接地面が土の上に置く)6種類とEM容器(EM菌が必要です。各自購入してください。)2種類から選択。申請には印鑑が必要です。

国保・年金だより
第三者の行為で保険証を使うときは届け出を
交通事故など、第三者の行為によって受けたケガの治療費は、本来、加害者が負担すべきものです。しかし、その弁償が遅れたり不十分であったりした場合、市へ「第三者の行為による傷病届」を提出することによって、国民健康保険を使って治療を受けることができます。この届け出は、市が負担(立て替え)した被害者の治療費を、後日、被害者に代わり、市が加害者に請求するために必要な手続きです。なお、その事由(事故等の行為)に対して、加害者か

訪問介護利用者負担額助成率が変わります
訪問介護利用者負担額の助成率が7月1日から左表のように変更になります。一部を除いて自己負担額が今までも若干高くなりますので、サービスを利用する時にはケアマネジャーとよくご相談いただき、納得のいくケアプランを作成してもらいましょう。
問合せ介護福祉課介護保険係

事業の種類	助成率	
	変更前	変更後
国の特別対策 介護保険法施行時における訪問介護利用者等に対する助成事業(56で始まる公費負担者番号をお持ちの方)	7%	4%
障害者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業(57で始まる公費負担者番号をお持ちの方)	7%	7%
福生市訪問介護利用者負担助成事業	7%	4%

福生市社会福祉協議会 会員募集増強期間

社会福祉協議会の活動の主な財源は市民の皆さんからの会員会費です。6月20日～8月31日は会員増強期間として募集します。各町会役員または本会役員等がお伺いしますのでご協力をお願いします。※社会福祉協議会事務局(福祉センター内)ではいつでも加入できます。

会費(年額)
▶個人会員・普通会員500円以上
・賛助会員1千円以上・特別会員3千円以上▶法人会員1口5千円以上(1口以上)
問合せ社会福祉協議会 ☎552・2121

新しい(福)医療証を送ります

(福)医療証は毎年7月1日から新しいものになります。現在お持ちの医療証は、6月30日までで使えなくなります。7月1日からお使いいただく新しい医療証は6月下旬に郵送します。
問合せ介護福祉課高齢福祉係